

証券コード1937
平成28年6月6日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号

西部電気工業株式会社

代表取締役社長 宮川 一巳

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により、被災されました皆様には心からお見舞い申し上げます。

また、今般の震災に際し、株主の皆さまはじめ関係各位からいただきましたご厚情に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、69頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号
ハイアット・リージェンシー・福岡 2階 リージェンシーボールルーム

3. 目的事項 報告事項

1. 第71期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役12名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seibu-denki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内経済は、個人消費等で一部弱さはあったものの、政府・日銀による経済財政政策の一体的な取り組みや原油価格の低下等により、企業収益や雇用情勢等の改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

情報通信分野におきましては、クラウドサービスの利用拡大や携帯市場におけるスマートフォンの普及・拡大等に加え、IoTやビッグデータ流通の急速な拡大等、様々なサービス分野でのICTの利活用が進展しましたが、当社グループの主要な事業であります情報通信工事業におきましては、通信事業者間での熾烈なシェア競争や多種多様な事業者とのサービス競争によるコスト低減等もあり、取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、情報通信分野以外の事業におきましても、太陽光関連ビジネスの減少等の影響が継続するなど、先行きが不透明な状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループは、システム化の推進とシステムの積極的活用及びK A I Z E N活動等による業務の効率化や生産性の向上、ソリューション事業及びその他事業における受注の確保・拡大と新たなビジネスの展開等に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、安全・品質の向上、人材育成の強化等を推進し、経営基盤の強化に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、ソリューション事業の受注増等により511億6千万円（前期比100.2%）となり、完成工事高は、ソリューション事業は増加しましたが、情報通信工事業及びその他事業の前期繰越受注額と当期受注額の減少が影響し、514億6千7百万円（前期比95.3%）となりました。

損益につきましては、完成工事高は減少したものの、工事原価率の改善により営業利益は3億8千万円（前期比104.8%）となりましたが、投資事業組合運用益の減少等により経常利益は6億4千4百万円（前期比95.0%）、減損損失の計上による特別損失の増加等により親会社株主に帰属する当期純利益は2億5千7百万円（前期比56.7%）となりました。

セグメントの状況は次のとおりです。

情報通信工事業は、電柱更改工事等の通信設備健全化工事、台風・豪雨災害の復旧工事、保守業務及び移動体の基地局建設工事等が増加しましたが、光コラボレーションモデル等の需要変動による光開通工事の減少等により、受注高は383億4千3百万円（前期比99.9%）、完成工事高は388億5千3百万円（前期比95.9%）となりました。

ソリューション事業は、観光W i - F i、教育 I C T 及び河川監視等防災に関する工事の増加等により、受注高は62億8千4百万円（前期比108.8%）、完成工事高は62億7千3百万円（前期比105.9%）となりました。

その他事業は、マンション等の大型設備工事の受注は増加しましたが、受注時期の遅れやリース事業の減少等により、受注高は65億3千2百万円（前期比94.7%）、完成工事高は63億4千万円（前期比83.8%）となりました。

セグメントの状況

（単位：百万円）

売 上 種 別		当 期 受 注 高		完 成 工 事 高		次 期 繰 越 受 注 高	
情報通信工事業	(構成比)	38,343	(74.9%)	38,853	(75.5%)	6,773	(66.0%)
ソリューション事業	(構成比)	6,284	(12.3%)	6,273	(12.2%)	837	(8.2%)
そ の 他	(構成比)	6,532	(12.8%)	6,340	(12.3%)	2,649	(25.8%)
計		51,160	(100.0%)	51,467	(100.0%)	10,261	(100.0%)

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は7億5千7百万円であり、その主なものはリース用車両の購入や、会計システムの導入に関する投資等であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報通信分野におきましては、ICTの多種多様な分野での利活用の拡大やクラウドの利用拡大等が進展する一方、通信事業者間での熾烈な競争によるコスト低減、景気の回復や東京オリンピックの開催に伴う工事従事者の流動化、労務費・材料費の値上げ等が見られるなど、通信建設事業者における経営環境は厳しい状況が継続することが想定されます。

当社グループは、このような経営環境に対し、既存事業はもとより、新たなビジネス分野での収益の確保・拡大に取り組むとともに、原価管理の徹底、システム化の推進やK A I Z E N活動を通じた業務の効率化、安全・品質の向上、人材育成の強化等を積極的に推進し、収益構造の更なる改善及び経営基盤の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第68期	第69期	第70期	第71期 (当連結会計年度)
受 注 高	55,516 百万円	58,754 百万円	51,051 百万円	51,160 百万円
完 成 工 事 高	52,737 百万円	58,368 百万円	54,018 百万円	51,467 百万円
経 常 利 益	1,813 百万円	2,200 百万円	677 百万円	644 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	948 百万円	1,184 百万円	454 百万円	257 百万円
1 株当たり当期純利益	42.85 円	53.49 円	20.51 円	11.64 円
総 資 産	42,813 百万円	45,679 百万円	44,563 百万円	44,150 百万円
純 資 産	26,046 百万円	27,044 百万円	28,011 百万円	27,624 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	1,100.27 円	1,146.58 円	1,188.23 円	1,169.42 円

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
西部電設株式会社	90百万円	100.0%	情報通信工事業
九州通信産業株式会社	45百万円	51.4%	情報通信資材販売業
九州ネクスト株式会社	35百万円	53.7%	運輸事業及びリース事業

- (注) 1.当社の連結子会社は上記3社であります。
2.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	事業内容
情報通信工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバケーブル等通信ケーブル工事、ネットワーク工事、移動通信工事などの設計・施工・保守 ・電線共同溝工事等の土木工事 ・情報通信資材・器具工具の販売
ソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・LAN/WAN等ネットワーク、情報セキュリティシステム及び光IP電話設備の構築 ・ソフトウェアの開発・保守・メンテナンス及びIT商品の総合コンサルタント等のトータルソリューション
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・給排水等の管工事及び浄化設備工事・ごみ焼却設備工事・太陽光発電・売電事業などの環境事業等の設計・施工・保守 ・資材輸送・事務所移転などの運輸事業及び車両、機械装置、各種OA機器などのリース、レンタルを行うリース事業 ・自動車等の整備及び販売

(8) 主要な事業所

① 当 社

本 社	福岡市博多区		
支 社	東京支社 (東京都中央区)	大阪支社 (大阪市北区)	福岡支社 (福岡市博多区)
	長崎支社 (長崎県諫早市)	熊本支社 (熊本市中央区)	鹿児島支社 (鹿児島市)
支 店	北九州支店 (北九州市小倉北区)	佐賀支店 (佐賀市)	長崎支店 (長崎県諫早市)
	大分支店 (大分市)	宮崎支店 (宮崎市)	鹿児島支店 (鹿児島市)
	沖縄支店 (浦添市)		

(注) 沖縄支店は、平成27年9月に那覇市から浦添市に移転しております。

② 重要な子会社

西部電設株式会社	本社 (熊本市中央区)
九州通信産業株式会社	本社 (熊本市北区)
九州ネクスト株式会社	本社 (福岡市博多区)

(9) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,236 名	13名増

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 肥 後 銀 行	2,286 百万円
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	990 百万円
株 式 会 社 十 八 銀 行	650 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	236 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 23,138,400 株 (自己株式1,000,080株を含む。)
(3) 当事業年度末の株主数 3,707 名
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
西 部 電 気 従 業 員 持 株 会	1,087	4.9
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,018	4.6
株 式 会 社 肥 後 銀 行	1,012	4.6
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	863	3.9
株 式 会 社 十 八 銀 行	510	2.3
株 式 会 社 ナ カ ヨ	505	2.3
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	503	2.3
株 式 会 社 S Y S K E N	489	2.2
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	484	2.2
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	436	2.0

(注) 自己株式 1,000,080株を保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮川 一 巳	—	—
取 締 役	元 太 輝 幸	ビジネス営業本部長 兼 法人ビジネス事業部長	—
取 締 役	本 田 健 一	N T T 事 業 本 部 長	—
取 締 役	増 田 毅	ビジネス営業本部 法人ビジネス事業部 熊本支社長	—
取 締 役	杉 田 和 哉	人 事 部 長	—
取 締 役	加 藤 裕 史	ビジネス営業本部 法人ビジネス事業部 情報インフラ営業部長	—
取 締 役	渡 邊 浩 三	福 岡 支 社 長	—
取 締 役	猿 渡 徳 一	経 理 部 長	—
取 締 役	中 江 章 三	経営企画本部長 兼 総務部長	—
取 締 役	加 賀 吉 弘	ビジネス営業本部 法人ビジネス事業部 ソリューション営業部長 兼 ビジネス営業本部 法人ビジネス事業部 ソフトウェア部長	—
取 締 役	松 本 仁 告	—	—
常 勤 監 査 役	清 元 桂 介	—	—
監 査 役	榮 田 晶 夫	—	—
監 査 役	伊 尻 文 男	—	—
監 査 役	飛 田 憲 一	—	株式会社百花園 会長

- (注) 1. 取締役 松本仁告氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 伊尻文男、飛田憲一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 伊尻文男氏は、ビューテック九州株式会社及びデルソル九州株式会社の代表取締役社長を兼職しておりましたが、平成27年6月をもって退任しております。なお、同社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
 4. 監査役 飛田憲一氏が兼職している他の法人と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
 5. 当社は、取締役 松本仁告、監査役 飛田憲一の両氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	14人 (1人)	129百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	24百万円 (7百万円)
合計	18人	154百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、第66期定時株主総会（平成23年6月24日開催）の決議により、確定金額報酬として年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない）、業績連動報酬として50百万円以内（当期純利益を指標として算出）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、第66期定時株主総会（平成23年6月24日開催）の決議により、確定金額報酬として年額36百万円以内であります。
3. 上表報酬等の額には、業績連動報酬として取締役に支払予定である22百万円を含めております。
4. 上表報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額96百万円は含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先の状況等

重要な兼職先の状況につきましては「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
松本仁告	社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、他の会社の取締役副社長等としての豊富な経験、知識に基づく見地から、幅広く公正な発言を行っております。
伊尻文男	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会11回の全てに出席し、他の会社の代表取締役社長等としての豊富な経験、知識に基づく見地から幅広く公正な発言を行っております。
飛田憲一	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会11回の全てに出席し、他の会社の代表取締役社長等としての豊富な経験、知識に基づく見地から幅広く公正な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 34 百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34 百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務執行状況及び報酬額見積りの妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会又は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)を踏まえ、平成27年4月24日開催の取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制整備を次のとおり実施しました。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「西部電気工業グループ・コンプライアンス憲章」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な企業活動を行う。
 - (イ) 「コンプライアンス規程」に基づき、企業倫理の確立及びコンプライアンスの徹底を図る。
 - (ウ) 「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスに関わる事項の管理及び推進を図る。
 - (エ) 「内部通報規程」に基づき、法令・定款及び社内規程に反する行為の早期発見及び未然防止を図る。
 - (オ) 「コンプライアンス推進室」は、教育・研修を実施し、コンプライアンスを推進する。
 - (カ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を排除し、不当な要求に対しては、毅然とした対応を行う。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (ア) 取締役会、経営会議、その他重要な意思決定に係る文書等の取扱いは、「文書管理規程」及び「稟議規程」に基づき、適切な保存・管理を行う。
 - (イ) 監査役から取締役の職務執行に関する文書等の閲覧要求があった場合は、文書管理責任者は速やかな対応を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 「リスク管理規程」に基づき、事業活動に伴うリスク（安全、品質、環境、情報、法令等）の未然防止、リスク及び経営に重大な影響を与える危機の発生に対し、迅速かつ適切に対応出来る管理体制の充実を図る。
 - (イ) 「リスク管理委員会」において、リスクの評価及びリスクの未然防止を図る。
 - (ウ) 「リスク管理マニュアル」に基づき、リスク及び危機の具体的な事象発生に備えた事前の予防措置の検討及び発生時の迅速な対応等のリスク管理を円滑・適正に推進する。
 - (エ) リスク管理の定着を図るため、教育・研修を実施する。
 - (オ) 「緊急情報連絡体制」により、緊急事態が発生した際の迅速な情報連絡と必要な対応を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社の取締役会は、定例・随時に開催し、法令で定められた事項、経営の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
 - (イ) 当社の経営会議は、原則として毎週開催し、取締役会付議事項の事前審議を行い、取締役会の迅速な意思決定に資する。
 - (ウ) 当社の取締役は、日常の職務執行のほか、月次会議等を通じ、情報交換及び業務の指示・指導を行い、円滑な職務執行を行う。
 - (エ) 当社の取締役の職務執行については、「職制規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、責任の範囲を明確にし、職務を遂行する。
 - (オ) 子会社の取締役等の職務執行については、「子会社管理規程」に基づき、適正かつ効率的な職務執行が行われることを確保する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 「子会社管理規程」に基づき、各子会社の経営状況等について報告させるものとする。
 - (イ) 各子会社に対する当社の所管部門及び責任者を定め、必要な情報の提供及び支援等を行う。
 - (ウ) 子会社の内部監査は、当社監査部門にて実施し、適正な業務の運営を維持する。
- ⑥ 当社の監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役室を設置し、監査役職務執行補助者を配置する。
 - (イ) 監査役職務執行補助者は、取締役の指揮命令に属さないものとし、他の職も兼務させないものとする。
 - (ウ) 監査役職務執行補助者の人事については、監査役会の同意を求めるものとする。
 - (エ) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対し、調査を依頼した場合は、取締役等は、積極的に協力するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、取締役及び使用人の職務の執行に関わる不正行為又は法令・定款に反する重大な事項については、監査役に報告する。
 - (イ) 取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に係る事項の報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。
 - (ウ) 内部通報に係る重要な事項については、当社の責任者より、監査役に報告するものとする。
 - (エ) 取締役及び使用人が監査役に報告したことを理由に不利益な扱いを受けないよう保護するものとする。
 - (オ) 監査役は当社の取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に出席できるものとする。
- ⑧ その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 監査役は代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - (イ) 監査役は顧問弁護士等から独自に監査業務に関する事項について助言を得ることができるものとする。
 - (ウ) 監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、適切な予算を確保し、臨時の支出にも対応する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理、財務報告等の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価、改善等を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

経営及び業務執行の健全かつ円滑な運営を推進するため、法令及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営会議、取締役会、グループ社長会等を定期的に開催し、重要事項についての審議、意思決定、業務執行報告及び意思疎通等を行っています。

また、コンプライアンス及びリスクマネジメントを推進するため、社員へのコンプライアンス研修会の実施、コンプライアンス強化月間の設定等とあわせ、子会社を含めた緊急情報連絡等のリスクマネジメント体制を充実し、業務におけるコンプライアンス違反及びリスク発生等の事象の早期発見と早期の是正を図るとともに、匿名性が担保された内部通報の社内窓口及び社外の弁護士事務所に社外窓口を設置し、リスク及びコンプライアンス違反行為等の情報収集体制を整備しています。

併せて、監査役は取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、社内の重要な意思決定及び業務執行状況並びにコンプライアンスの遵守状況等を把握するとともに、必要に応じて透明性、公正性が確保されるよう適宜意見を述べています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や同意のプロセスを経ることなく、突如として大規模な株式等の買付を強行するといった事態も見受けられ、今後も、このような大規模買付行為が行われることが十分に想定されます。

もとより、当社はこのような大規模な株式等の買付であっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、使用人などのステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、当社株式等に対する大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）が行われた場合、買付提案に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、こういった大規模買付行為の中には、会社や株主の皆様提案内容を検討するための十分な情報や時間を与えないもの、株主の皆様株式等の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買付提案の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなもの、会社本来の企業価値からみて買付条件が不十分・不適切なものなども出てくる恐れがあると考えています。

当社は、このような濫用的な大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

② 基本方針実現のための取組み

(ア) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- (i) 当社は昭和22年（1947年）の設立以来半世紀を超えて、日進月歩で技術革新が進む情報通信分野において、安全・高品質を第一義とし、世界にも類を見ない信用・信頼性の高い日本の情報通信基盤設備の構築に携わってまいりました。また、これまで培ってきた技術力をベースに、企業活動等をサポートするソリューション事業、ソフトウェア開発事業を始め、社会インフラである基盤設備等の土木・情報インフラ設備事業、更には建築設備事業、太陽光発電・売電事業、環境プラント事業にも積極的に取り組んでおります。今後、日本の社会はICTの更なる進展により、社会活動、企業活動、文化、生活様式等がこれまで以上に変化していくものと考えられますが、当社は近い将来に到来する豊かなスマート社会の実現に向けて、お客様のご要望とご期待に十分かつ迅速に応えられるよう西部電気工業グループ丸となって取り組み、社会の発展に貢献できる企業となるよう努めてまいります。更に、企業の社会的責任（CSR）を強く意識し、株主の皆様を始めとしたステークホルダーの皆様の利益の確保・向上を、実現して行きたいと考えています。
- (ii) コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みとして、
- (a) 平成14年6月に、意思決定の迅速化を図ることを目的として取締役定数を18名から12名に減員し、併せて、取締役会の監督機能の強化及び意思決定と業務執行の役割分担を明確にするため執行役員制度を導入しております。
- (b) 平成17年6月には、コーポレートガバナンス体制の更なる強化を目的として、独立性のある社外監査役2名を選任し、業務執行に対する監視監督機能の強化を行っております。
- (c) 事業年度における経営責任を明確にするとともに、最適な経営体制を機動的に構築するため、平成24年6月から取締役の任期を1年に短縮しております。
- (d) 平成26年6月には独立性のある社外取締役を選任し、経営全般に対する監督機能の強化を行っており、今後、独立性のある社外取締役の複数化を図る予定としております。
- (e) また、各証券取引所の上場規則等を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の中から、独立役員を選任しております。独立役員の選任に当たっては、「独立性の判断基準」を定め、社外役員の独立性を判断しております。
- (f) 平成27年12月に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレートガバナンスの強化に努めることとしております。
- (イ) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み
- 当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の事前の同意を得ない特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為への対応方針として、新株予約権を利用した事前警告型買収防衛策を平成19年6月22日開催の第62期定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただき、「当社株式の大規

模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。

なお、有効期間満了の都度、株主の皆様からのご承認を得たうえで継続導入し、現在に至っております。（以下、継続導入後の方針を「現対応方針」といいます。）現対応方針は、有効期間を平成28年開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結のときまでとし、更に、有効期間内であっても株主の皆様のご承認を条件に、導入後における関連法令の改正等を踏まえ、対応方針の見直しができることとしていたため、導入後においても、金融商品取引法及び関連する政令・内閣府令等の改正、近時の買収防衛策に関する議論等の状況を踏まえ、継続の是非を含めそのあり方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）として引き続き継続導入することを決定いたしました。

本対応方針の概要は、次のとおりとしております。

(i) 大規模買付ルールを設定

大規模買付ルールとは、「事前に大規模な株式等の買付者(以下、「大規模買付者」といいます。)から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである」というものです。

具体的には、

- (a) 大規模買付者は大規模買付ルールに従う旨の遵守表明書を提出
- (b) あわせて、当社が定めた大規模買付者から当初提出していただくべき情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提出
- (c) 大規模買付者から提出された大規模買付情報の当社取締役会での評価・検討
- (d) 大規模買付ルールを遵守しなかった場合、また、遵守した場合でも、株主共同の利益を損なうと判断した場合は、対抗措置を発動することができる。

旨を定めたものです。

(ii) 対抗措置の発動

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置し、発動にあたっては独立委員会へ諮問し、原則として、その勧告に従う旨を定めております。また、独立委員会は、上記勧告にあたっては当社費用で独立した第三者の助言を得ることができる旨を定めております。

(iii) 有効期間

本対応方針は、本定時株主総会において、その継続について株主の皆様にお諮りし、ご出席株主の皆様の過半数のご承認をいただけなかった場合は、本対応方針は失効いたします。

同定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、平成31年開催予定

の当社定時株主総会終結のときまで継続するとしております。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止される旨を定めております。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.seibu-denki.co.jp/>）に掲載しております。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(ア) 上記②（ア）に記載した「基本方針の実現に資する特別な取組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた具体的な取組みであること、また、②（イ）に記載した本対応方針も、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

(イ) 特に、本対応方針については、

- (i) 大規模買付ルールの適正な運用と当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置するとしていること。
- (ii) 当社取締役会が対抗措置を発動しようとする場合は、独立委員会に発動の是非を諮問し、原則としてその勧告に従うとしていること。
- (iii) 独立委員会は、上記勧告を行うにあたっては、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができるとしていること。
- (iv) 本対応方針の継続は、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としていること、また、本対応方針の有効期間内であっても、当社株主総会で廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されること。

等、その内容において、公正性・客観性を担保する工夫をしている点について、株主共同の利益の確保に資するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、徹底した効率化施策の推進、財務体質の更なる向上により、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、長期的かつ安定的な経営基盤の確保のため、適正な運用に努めてまいります。

当期末の配当金につきましては、1株当たり10円を予定しており、既に5円の間配当を実施していることから、年間の配当金は15円となります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,733	流動負債	11,133
現金及び預金	4,131	支払手形・工事未払金等	5,852
受取手形・完成工事未収入金等	13,194	短期借入金	3,613
リース投資資産	1,666	未払法人税等	98
有価証券	650	未成工事受入金	92
未成工事支出金	1,716	賞与引当金	620
商 品	428	役員賞与引当金	7
材料貯蔵品	311	工事損失引当金	114
繰延税金資産	290	そ の 他	733
そ の 他	363	固定負債	5,393
貸倒引当金	△ 19	長期借入金	1,167
		繰延税金負債	1,188
固定資産	21,416	退職給付に係る負債	2,026
有形固定資産	14,421	役員退職慰労引当金	34
建物及び構築物	4,412	そ の 他	976
機械装置、車両運搬具、工具器具及び備品	2,506	負債合計	16,526
土 地	7,467	(純資産の部)	
建設仮勘定	35	株主資本	24,434
無形固定資産	741	資 本 金	1,600
投資その他の資産	6,252	資 本 剰 余 金	1,959
投資有価証券	5,651	利 益 剰 余 金	21,370
繰延税金資産	286	自 己 株 式	△ 495
そ の 他	519	その他の包括利益累計額	1,454
貸倒引当金	△ 144	その他有価証券評価差額金	1,947
投資損失引当金	△ 60	退職給付に係る調整累計額	△ 492
		非支配株主持分	1,735
資産合計	44,150	純資産合計	27,624
		負債及び純資産合計	44,150

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		51,467
完 成 工 事 原 価		48,554
完 成 工 事 総 利 益		2,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,532
営 業 利 益		380
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	137	
受 取 地 代 家 賃	78	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	9	
そ の 他	47	273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
そ の 他	0	10
経 常 利 益		644
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	150	150
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
減 損 損 失	173	
固 定 資 産 除 却 損	5	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	9	189
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	128	
法 人 税 等 調 整 額	180	309
当 期 純 利 益		296
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		38
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		257

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,600	1,959	21,444	△ 495	24,509
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 332		△ 332
親会社株主に帰属する当期純利益			257		257
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 74	△ 0	△ 75
当 期 末 残 高	1,600	1,959	21,370	△ 495	24,434

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,988	△ 190	1,798	1,703	28,011
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 332
親会社株主に帰属する当期純利益					257
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 40	△ 302	△ 343	31	△ 311
当 期 変 動 額 合 計	△ 40	△ 302	△ 343	31	△ 387
当 期 末 残 高	1,947	△ 492	1,454	1,735	27,624

連結注記表

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 3社 |
| 連結子会社の名称 | 西部電設(株)、九州通信産業(株)、九州ネクスト(株) |
| (2) 非連結子会社の名称 | 公栄設備工業(株)、ひばりネットシステム(株)、(株)カープラザSeibu、
(株)福岡通信工材製作所、昇建設(株) |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、完成工事高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 持分法適用会社数 | 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。 |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 | |
| 持分法を適用しない非連結子会社名 | 公栄設備工業(株)、ひばりネットシステム(株)、(株)カープラザSeibu、
(株)福岡通信工材製作所、昇建設(株) |
| 持分法を適用しない関連会社名 | 九州電機工業(株)、(株)仁和 |

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

未成工事支出金	個別法
商品	移動平均法
材料貯蔵品	総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び太陽光発電設備（機械装置）については定額法）によっており、連結子会社は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置、車両運搬具、 工具器具及び備品	2年～17年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

連結子会社については役員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社については役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間を帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 収益及び費用の計上基準

(イ) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産	建	物	84	百万円
	土	地	1,307	百万円
	計		1,391	百万円
担保に係る債務	短	借	1,430	百万円
	期	入	450	百万円
	長	金	1,880	百万円
	期	借		
	借	入		
	入	金		
	計			

2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,249 百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。

熊本城観光交流サービス㈱

66 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失額
鹿児島県薩摩川内市勝目町	賃貸用資産	土地	173 百万円

当社グループは、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、事業部別、地域別等の区分を基礎に、資産と対応して収支が把握できる単位でグルーピングを行い、遊休資産及び賃貸用資産等については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

上記資産について、事業所の移転に伴い賃貸用資産への用途変更を行った結果、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額173百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.9%で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 23,138,400株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	221 百万円	10 円	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	110 百万円	5 円	平成27年9月30日	平成27年12月7日
計		332 百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月24日開催予定の定時株主総会において、次の議案を提案しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	221 百万円
1株当たり配当額	10 円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にリース用の資産購入のために必要な資金（主に銀行借入れ）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動のリスクに晒されておりますが、それらは取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これら営業債務は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社は各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を確保し流動性リスクを管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主にリース用の資産購入に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に注意するとともに、金利上昇の対応策（金利の固定化等）を考えております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,131	4,131	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	13,194	13,194	—
(3) リース投資資産	1,666	1,666	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,613	5,613	—
資 産 計	24,605	24,605	—
(1) 支払手形・工事未払金等	(5,852)	(5,852)	—
(2) 短期借入金	(3,613)	(3,620)	6
(3) 未払法人税等	(98)	(98)	—
(4) 長期借入金	(1,167)	(1,172)	4
負 債 計	(10,732)	(10,744)	11

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース料率表を基礎とした利率を用いて算定しており、仮に当期末にリース契約を締結した場合であっても同等の利率を適用することが見込まれるので、時価は帳簿価額に近似していると判断できるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(有価証券関係)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株 式	1,774	4,596	2,822
	(2) その他	65	71	5
	小 計	1,839	4,668	2,828
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株 式	288	266	△ 22
	(2) その他	680	678	△ 2
	小 計	969	945	△ 24
合 計		2,809	5,613	2,804

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、1年以内返済予定の長期借入金のうち、固定金利による借入れについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入れについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利による借入れについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	688

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	4,128	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	13,194	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	650	—	—
リース投資資産に係るリース料債権部分	565	1,025	160
合 計	18,538	1,025	160

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	613	468	327	155	89	126

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|--------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,169円 | 42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円 | 64銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

重要な株式併合

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第71期定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する全ての国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、5株を1株に併合することを予定しております。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	23,138,400 株
株式併合により減少する株式数	18,510,720 株
株式併合後の発行済株式総数	4,627,680 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

- | | | |
|---------------|--------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,847円 | 10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 58円 | 20銭 |

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,001	流 動 負 債	9,424
現金及び預金	2,678	工事未払金	4,467
受取手形	368	買掛金	493
完成工事未収入金	11,355	短期借入金	3,000
売掛金	457	リース債	74
有価証券	650	未払払	195
未成工事支出金	1,711	未払法人税等	63
商材貯蔵品	49	未成工事入金	92
繰延税金資産	245	賞与引当金	521
その他の貸倒引当金	185	工事損失引当金	114
	△ 5	その他の	399
固 定 資 産	18,335	固 定 負 債	2,971
有 形 固 定 資 産	11,806	リース債	350
建物及び構築物	4,316	退職給付引当金	996
機械装置及び車両運搬具	1,187	資産除去債	53
工具器具及び備品	172	長期預り保証金	874
土地	5,721	繰延税金負債	696
リース資産	373	負 債 合 計	12,395
建設仮勘定	35	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	664	株 主 資 本	22,004
投 資 そ の 他 の 資 産	5,864	資 本 金	1,600
投資有価証券	4,956	資 本 剰 余 金	1,955
関係会社株式	681	資 本 準 備 金	1,667
長期貸付金	78	その他資本剰余金	288
破産更生債権等	137	利 益 剰 余 金	18,945
長期前払費用	44	利 益 準 備 金	399
その他の	161	その他利益剰余金	18,545
貸倒引当金	△ 135	固定資産圧縮積立金	399
投資損失引当金	△ 60	別途積立金	13,095
		繰越利益剰余金	5,051
		自 己 株 式	△ 495
		評価・換算差額等	1,936
		その他有価証券評価差額金	1,936
資 産 合 計	36,337	純 資 産 合 計	23,941
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,337

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		45,048
完 成 工 事 原 価		42,825
完 成 工 事 総 利 益		2,223
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,001
営 業 利 益		222
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	147	
受 取 地 代 家 賃	130	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	9	
そ の 他	34	322
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
そ の 他	0	30
経 常 利 益		514
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	150	150
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
減 損 損 失	173	
固 定 資 産 除 却 損	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	9	187
税 引 前 当 期 純 利 益		477
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	71	
法 人 税 等 調 整 額	190	261
当 期 純 利 益		216

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	1,600	1,667	288	1,955	399
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
固定資産圧縮積立金の積立					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,600	1,667	288	1,955	399

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純資産合計
	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計				
	その他利益剰余金			固定資産 圧縮積立金					
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	390	13,095	5,176	19,060	△ 495	22,121	1,955	24,076	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△ 332	△ 332		△ 332		△ 332	
固定資産圧縮積立金の積立	9		△ 9	—				—	
当 期 純 利 益			216	216		216		216	
自己株式の取得					△ 0	△ 0		△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△ 19	△ 19	
当 期 変 動 額 合 計	9	—	△ 124	△ 115	△ 0	△ 116	△ 19	△ 135	
当 期 末 残 高	399	13,095	5,051	18,945	△ 495	22,004	1,936	23,941	

個 別 注 記 表

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 未成工事支出金

個別法

② 商 品

移動平均法

③ 材 料 貯 蔵 品

総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び太陽光発電設備（機械装置）については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8年～50年
機械装置及び車両運搬具	2年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また執行役員については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間を帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

2. 遡及適用をしなかった理由

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の損益に与える影響額はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産	建	物	34	百万円
	土	地	744	百万円
	計		779	百万円

担保に係る債務	短期借入金	1,430	百万円
---------	-------	-------	-----

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,021 百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っております。

熊本城観光交流サービス(株)	66	百万円
----------------	----	-----

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	6	百万円
長期金銭債権	73	百万円
短期金銭債務	1,065	百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	123	百万円
仕入高	6,129	百万円
営業取引以外の取引高	111	百万円

2. 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失額
鹿児島県薩摩川内市勝目町	賃貸用資産	土地	173 百万円

当社は、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、事業部別、地域別等の区分を基礎に、資産と対応して収支が把握できる単位でグルーピングを行い、遊休資産及び賃貸用資産等については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

上記資産について、事業所の移転に伴い賃貸用資産への用途変更を行った結果、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額173百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.9%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

1,000,080 株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産	賞与引当金	160 百万円
	その他	85 百万円
	合 計	245 百万円
固定資産	退職給付引当金	294 百万円
	貸倒引当金	43 百万円
	減損損失	146 百万円
	投資有価証券評価損	3 百万円
	その他	44 百万円
	繰延税金資産小計	532 百万円
	評価性引当額	△200 百万円
	繰延税金資産合計	331 百万円
固定負債	その他有価証券評価差額金	852 百万円
	固定資産圧縮積立金	175 百万円
	繰延税金負債合計	1,028 百万円
	合 計	696 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.8%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）の金額が19百万円減少し、当事業年度において計上された法人税等調整額が25百万円増加、及びその他有価証券評価差額金が44百万円増加するとともに固定資産圧縮積立金が9百万円増加し、繰越利益剰余金が9百万円減少しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,081円	45銭
2. 1株当たり当期純利益	9円	78銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な株式併合

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第71期定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更に係る議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する全ての国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、5株を1株に併合することを予定しております。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

普通株式

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	23,138,400株
株式併合により減少する株式数	18,510,720株
株式併合後の発行済株式総数	4,627,680株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1. 1株当たり純資産額	5,407円	24銭
2. 1株当たり当期純利益	48円	89銭

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

西部電気工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西部電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西部電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

西部電気工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西部電気工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

平成28年5月12日開催の取締役会において、第71期定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更について付議することを決議しております。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成28年5月16日

西部電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	清	元	桂	介	Ⓔ
監査役	榮	田	晶	夫	Ⓔ
社外監査役	伊	尻	文	男	Ⓔ
社外監査役	飛	田	憲	一	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、徹底した効率化施策の推進、財務体質の更なる向上により、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、更には株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 10円

総額 221,383,200円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日（月曜日）

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する全ての内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

11,200,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等、株主様の権利も変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 建築業の許可取得に伴い、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うとともに、記載内容の整理を図るものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び費用の削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。なお、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。
- (4) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、当社定款に第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 当社の現状に即し、役付取締役の整理を図るものであります。
また、上記条文の新設に伴う条数の変更のほか、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 機械器具設置工事業、 <u>道路標識設置工事業</u>	3. 機械器具設置工事業、 <u>その他の設備工事業</u>
4. (条文省略)	4. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、屋根工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、塗装工事業、床・内装工事業</p> <p>6. ↳ (条文省略)</p> <p>7.</p> <p>8. 駐車場業</p> <p>9. ↳ (条文省略)</p> <p>15.</p>	<p>5. 大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、屋根工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、塗装工事業、床・内装工事業、<u>左官工事業、板金・金物工事業、その他の職別工事業</u></p> <p>6. ↳ (現行どおり)</p> <p>7.</p> <p>8. <u>不動産賃貸業、</u>駐車場業</p> <p>9. ↳ (現行どおり)</p> <p>15.</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>
<p>第5条 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第5条 当社の公告方法は<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>(発行可能株式総数及び株券の発行)</p> <p>第6条 当社は発行可能株式総数を<u>5,600万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社は発行可能株式総数を<u>1,120万株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条 ┆ 第21条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会の決議によって、次のとおり定めることができる。 ①会長、社長、常任相談役 各1名 ②副社長、専務、常務 若干名</p> <p>第23条 ┆ 第38条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 ┆ 第22条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会の決議によって、次のとおり定めることができる。 ①会長、社長 各1名 ②副社長、専務、常務 若干名</p> <p>第24条 ┆ 第39条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第6条及び第8条の変更は、当社第71期定時株主総会の第2号議案にかかる株式併合の効力発生日である平成28年10月1日に、効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</p>

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやかわ かずみ 宮川 一巳 (昭和28年4月21日生)	昭和 53年 4月 日本電信電話公社入社 平成 16年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト九州 代表取締役社長 平成 18年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト 取締役九州支店長 平成 20年 7月 社団法人電信電話工事協会（現 情報通信エンジニアリング協会）専務理事 平成 23年 4月 当社入社 顧問 平成 23年 6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	52,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 宮川一巳氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識等により企業経営全般に関する高い能力・見識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすとともにリーダーシップの発揮により、企業価値の向上を図り、当社の更なる発展に貢献できるため取締役候補者とするものであります。</p>			
2	もとだ てるゆき 元太 輝 幸 (昭和29年10月22日生)	昭和 53年 4月 日本電信電話公社入社 平成 15年 7月 西日本電信電話株式会社 相互接続推進部長 平成 20年 7月 株式会社N T T西日本 - ホームテクノ九州 代表取締役社長 平成 23年 6月 当社入社 顧問 平成 23年 6月 当社取締役構造改革推進部長兼N T T設備建設本部 副本部長 平成 24年 6月 当社取締役企業通信事業部長兼構造改革推進部長 平成 25年 7月 当社取締役ビジネス営業本部長兼法人ビジネス事業 部長 (現在に至る)	19,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 元太輝幸氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識等により企業経営全般に関する高い能力・見識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	ほんだ けんいち 本田 健一 (昭和30年1月17日生)	昭和 53年 4月 日本電信電話公社入社 平成 17年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネットメイト中国 代表取締役社長 平成 18年 7月 西日本電信電話株式会社 沖縄支店長 平成 20年 7月 エヌ・ティ・ティ インフラネット株式会社 取締役企画部長 平成 25年 6月 当社入社 顧問 平成 25年 6月 当社取締役NTT事業本部副本部長 平成 25年 7月 当社取締役NTT事業本部副本部長兼社会基盤事業 部長 平成 26年 6月 当社取締役NTT事業本部長 (現在に至る)	13,000株
		【取締役候補者とした理由】 本田健一氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識等により企業経営全般に関する高い能力・見識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。	
4	ますだ つよし 増田 毅 (昭和32年8月20日生)	昭和 57年 4月 日本電信電話公社入社 平成 16年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト 静岡 代表取締役社長 平成 18年 7月 西日本電信電話株式会社 北九州支店長 平成 22年 7月 当社入社 執行役員東京支社長 平成 24年 6月 当社取締役東京支社長 平成 25年 7月 当社取締役ビジネス営業本部法人ビジネス事業部 東京支社長 平成 26年 6月 当社取締役ビジネス営業本部法人ビジネス事業部 熊本支社長 (現在に至る)	16,000株
		【取締役候補者とした理由】 増田毅氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらにICTソリューション営業における豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	すぎた かずや 杉 田 和 哉 (昭和29年8月27日生)	昭和 52年 4月 日本電信電話公社入社 平成 19年 7月 西日本電信電話株式会社 山口支店長 平成 22年 7月 当社入社 経営企画本部経営企画部長 平成 23年 6月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成 25年 6月 当社取締役経営企画本部経営企画部長 平成 25年 10月 当社取締役福岡支社長 平成 27年 7月 当社取締役人事部長 (現在に至る)	9,000株
	【取締役候補者とした理由】 杉田和哉氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに企画、人事、情報通信工事部門等多岐にわたる豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。		
6	かとう ひろし 加 藤 裕 史 (昭和29年12月11日生)	昭和 52年 4月 日本電信電話公社入社 平成 18年 7月 西日本電信電話株式会社 熊本支店副支店長 平成 20年 7月 当社入社 営業本部付部長 平成 20年 8月 当社営業本部広域営業部長 平成 22年 6月 当社執行役員営業推進統括部広域営業部長 平成 25年 6月 当社取締役営業推進統括部広域営業部長 平成 25年 7月 当社取締役ビジネス営業本部法人ビジネス事業部 情報インフラ営業部長 (現在に至る)	9,000株
	【取締役候補者とした理由】 加藤裕史氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらにICTソリューション営業、情報インフラ営業等における豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	わたなべ こうぞう 渡邊 浩三 (昭和29年9月5日生)	昭和 48年 4月 日本電信電話公社入社 平成 20年 7月 株式会社NTT西日本 - ホームテクノ九州 取締役設備サービス部長 平成 22年 7月 当社入社 NTT設備建設本部建設企画部長 平成 25年 4月 当社NTT事業本部エンジニアリング部長 平成 25年 6月 当社執行役員鹿児島支社長 平成 26年 6月 当社取締役鹿児島支社長 平成 27年 7月 当社取締役福岡支社長 (現在に至る)	7,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 渡邊浩三氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに情報通信工事部門における豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。</p>		
8	ざるわたり とくいち 猿渡 徳一 (昭和30年11月30日生)	昭和 51年 4月 日本電信電話公社入社 平成 20年 7月 西日本電信電話株式会社 島根支店長 平成 23年 7月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 取締役アカウントینگ事業部長 平成 25年 7月 当社入社 執行役員経営企画本部 担当部長 平成 25年 10月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成 26年 6月 当社取締役経理部長 (現在に至る)	8,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 猿渡徳一氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに財務・会計に関する豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
9	なかえ しょうぞう 中江 章三 (昭和31年5月10日生)	昭和 55年 4月 日本電信電話公社入社 平成 14年 5月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト 南九州 代表取締役社長 平成 16年 7月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト 取締役 経営企画部長 平成 20年 7月 西日本電信電話株式会社 熊本支店長 平成 22年 7月 当社入社 【出向】九州ネクスト株式会社 代表取締役社長 平成 27年 5月 当社人事部付部長 平成 27年 6月 当社取締役経営企画本部長兼総務部長 (現在に至る)	7,000株
【取締役候補者とした理由】 中江章三氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに企画、人事部門、当社子会社社長を務めるなど豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。			
10	がが よしひろ 加賀 吉弘 (昭和31年11月29日生)	昭和 52年 4月 日本電信電話公社入社 平成 20年 7月 西日本電信電話株式会社 宮崎支店長 平成 23年 7月 当社入社 企業通信事業部第一営業部長兼企業通信 事業部SE部長 平成 24年 6月 当社執行役員 企業通信事業部第一営業部長兼企業 通信事業部SE部長 平成 25年 7月 当社執行役員 ビジネス営業本部法人ビジネス事業部 ソリューション営業部長 平成 27年 6月 当社取締役ビジネス営業本部法人ビジネス事業部ソ リューション営業部長兼ビジネス営業本部法人ビジ ネス事業部ソフトウェア部長 (現在に至る)	3,000株
【取締役候補者とした理由】 加賀吉弘氏は取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらにICTソリューション営業における豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識・実績を当社の経営に活かすことにより、企業価値の向上を図ることが期待できることから取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
11	まつもと よしのり 松本 仁告 (昭和24年12月11日生)	昭和 43年 4月 株式会社西日本相互銀行(現 株式会社西日本シティ銀行) 入行 平成 14年 6月 同行 久留米支店長 平成 15年 7月 株式会社福住 outward 専務取締役 平成 17年 1月 同社入社 専務取締役 平成 17年 10月 同社取締役副社長 平成 26年 6月 当社取締役 (現在に至る)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 松本仁告氏は社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる金融機関での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識を当社の経営に活かすとともに、客観的かつ公正な立場から当社の経営の意思決定及び監督機能を発揮することを期待し社外取締役候補者とするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。			
12	※ かきた えいさく 垣田 英策 (昭和22年9月13日生)	昭和 46年 4月 株式会社竹中工務店入社 平成 17年 3月 同社取締役九州支店長 平成 19年 3月 同社常務取締役 平成 22年 3月 同社常務執行役員 平成 25年 3月 同社顧問 平成 26年 3月 同社退社 (現在に至る)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 垣田英策氏は社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたる建設業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識を当社の経営に活かすとともに、客観的かつ公正な立場から当社の経営の意思決定及び監督機能を発揮することを期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 松本仁告氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、松本仁告氏との間において、社外取締役として職務を遂行するに当たり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、松本仁告氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、垣田英策氏の選任が承認された場合、同氏との間で、社外取締役として職務を遂行するに当たり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役清元桂介、榮田晶夫の両氏は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ すがわ まさし 須川 誠 司 (昭和27年11月22日生)	昭和 46年 4月 日本電信電話公社入社 平成 18年 7月 西日本電信電話株式会社 大分支店長 平成 20年 7月 当社入社 平成 20年 8月 当社経営企画部長 平成 21年 6月 当社執行役員経営企画部長 平成 22年 6月 当社取締役総務部長 平成 27年 6月 当社経営企画本部付部長 (現在に至る)	15,000株
【監査役候補者とした理由】 須川誠司氏は監査役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに当社での企画、総務における経験、取締役としての経験に基づき、取締役会に対するの助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから監査役候補者とするものであります。			
2	※ たしま りゅうじ 田嶋 隆 二 (昭和27年1月31日生)	昭和 49年 4月 日本電信電話公社入社 平成 18年 7月 西日本電信電話株式会社 マーケティング部統括担当部長 平成 19年 7月 共立建設株式会社入社 執行役員九州支店長 平成 21年 6月 同社常務執行役員九州支店長 平成 23年 6月 同社取締役九州支店長 平成 26年 6月 同社特別参与九州支店長 平成 26年 10月 同社九州支店顧問 平成 27年 6月 同社退社 (現在に至る)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 田嶋隆二氏は社外監査役候補者であります。同氏は、長年にわたる電気通信事業での経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、その経験・知識に基づき公正な立場から取締役会に対するの助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できることから社外監査役候補者とするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。			

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、田嶋隆二氏の選任が承認された場合、同氏の間で、社外監査役として職務を遂行するに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

[ご参考] 当社における社外役員の独立性に関する基準

社外役員の選任に当たっては、法定の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。また、当社は、社外役員に関する独立性基準を定め、当該独立性基準に基づいて独立社外役員の候補者を選定しています。

<独立性判断基準>

1. 現在又は過去において、当社及び当社子会社の取締役・監査役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
2. 当社を主要な取引先（当社との取引が売上高の2%以上）とする者又はその取締役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
3. 当社の主要な取引先（当社との取引が当社連結売上高の2%以上）又はその取締役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
4. 当社の主要な借入先（当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関）又はその取締役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に多額（年間1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）でないこと
6. 当社の大株主（総議決権10%以上の株式を保有する者）もしくは当社が大株主（総議決権10%以上を保有する会社）の取締役・監査役・執行役・執行役員又はこれらに準ずる者でないこと
7. 当社及び当社子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている法人・団体等に属していないこと
8. 過去3年において上記2～7のいずれかに該当していた者でないこと
9. 上記1～7に掲げる者の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族でないこと
10. その他当社一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者でないこと

第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、平成25年6月21日開催の第68期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現対応方針」といいます。）を継続導入しております。

現対応方針は、平成28年6月24日開催予定の当社第71期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって、有効期間が満了となることを踏まえ、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非を含めそのあり方について、検討してまいりました。

その結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）として、継続することを決定いたしました。

なお、本対応方針の継続にあたっては、有効期間を平成31年の当社定時株主総会終結の時までとする以外には、方針の内容に変更はありません。

本対応方針の継続を決定しました当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成28年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」に記載のとおりです。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 大規模買付ルール目的

当社は昭和22年(1947年)の設立以来半世紀を超えて、日進月歩で技術革新が進む情報通信分野において、安全・高品質を第一義とし、世界にも類を見ない信用・信頼性の高い日本の情報通信基盤設備の構築に携わってまいりました。また、これまで培ってきた技術力をベースに、企業活動等をサポートするソリューション事業、ソフトウェア開発事業をはじめ、社会インフラである基盤設備等の土木・情報インフラ設備事業、更には建築設備事業、太陽光発電・売電事業、環境プラント事業にも積極的に取り組んでおります。

今後、日本の社会はICTの更なる進展により、社会活動、企業活動、文化、生活様式等がこれまで以上に変化していくものと考えられますが、当社は近い将来に到来する豊かなスマート社会の実現に向けて、お客様のご要望とご期待に十分にかつ迅速に応えられるよう西部電気工業グループ一丸となって取り組み、社会の発展に貢献できる企業となるよう努めてまいります。更に、企業の社会的責任(CSR)を強く意識し、株主の皆様を始めとしたステークホルダーの皆様のご利益の確保・向上を、実現して行きたいと考えております。

当社は、上記のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております

が、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や同意のプロセスを経ることなく、突如として大規模な株式等の買付を強行するといった事態も見受けられ、今後も、このような大規模買付行為が行われることが十分に想定されます。

もとより、当社はこのような大規模な株式等の買付であっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、使用人などのステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、当社株式等に対する大規模買付行為が行われた場合、買付提案に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、こういった大規模買付行為の中には、会社や株主の皆様提案内容を検討するための十分な情報や時間を与えないもの、株主の皆様株式等の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買付提案の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなもの、会社本来の企業価値からみて買付条件が不十分・不適切なものなども出てくる恐れがあると考えております。

このような状況を勘案し、大規模買付行為が実施され、あるいは実施されようとした場合、株主の皆様が大規模買付行為に応じられるか否かの判断を行われるに当たっては、大規模な株式等の買付者（以下、「大規模買付者」といいます。）から十分な情報を提供していただくとともに、当社取締役会がこれを評価・検討し、その結果と意見を株主の皆様提供することが重要であると考えております。

特に情報通信基盤設備の構築に携わる当社の社会的意義へのご理解なくしては困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会が大規模買付行為に対する評価・意見等を適切に提供することが極めて重要になるものと考えておりますが、現行の法制度のみではかかる期間と機会の確保が十分ではないと考えております。

このような考えに立って、当社取締役会は以下の大規模買付ルールを定めることとしました。

2. 本対応方針の対象となる当社株式等の買付等

本対応方針の対象となる当社株式等の買付は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。また、現時点において既に議決権割合が20%以上である特定株主グループの当社株式等の買付は含みません。）とします。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため

に、当社は、当社取締役会から独立した組織として、引続き独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者もしくは取締役又は監査役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

本対応方針継続後の独立委員会の委員は、社外取締役2名と社外監査役1名が就任予定となっており、その氏名及び略歴は、別紙2「独立委員会の委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであります。

4. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、「事前到大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後大規模買付行為が開始されるべきである」というものです。

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」を提出していただきます。

大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後10営業日(注4)以内に、当該大規模買付行為の評価・検討に必要なかつ十分な情報として大規模買付者から当初提出していただくべき情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、情報の提供を求めます。

また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価格、買付の時期、買付方法の適法性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠(算定方法、算定に用いた数値情報等を含みます。)
- ⑤ 買付資金の裏付け(調達方法、買付資金の供与者(実質的提供者を含みます。)の名称

その他の概要を含みます。)

- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの使用人、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針
- ⑧ その他当社取締役会又は独立委員会が必要と判断する情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報(追加的な情報を含みます。)は、株主の皆様のご判断のために必要であると当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。

なお、当社取締役会が、独立委員会の助言に基づき、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、その旨を速やかに公表します。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式等の買付の場合は最長60日
- ② その他の大規模買付行為の場合は最長90日

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大規模買付者との協議・交渉、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことなど、真に止むを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。ただし、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日とします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及び当該延長の理由について、適用ある法令及び証券取引所規則等に従い、適時かつ適切に株主の皆様へ公表します。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当（以下、「無償割当」といいます。）を行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます。）を発動することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守することを確約するなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限って、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

③ 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行可能株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑥ 新株予約権の行使期間

行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとします。

⑦ 新株予約権の行使条件

(i) 大規模買付者、(ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、(iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、もしくは (iv) (i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当

される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は(v)(i)~(iv)のいずれかに該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができないものとします。

なお、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

⑧ その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会において別途定めるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

大規模買付者による買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社の株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社の株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑧のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑧のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置は発動しません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買付を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当

社株式等の買付を行っている」と判断される場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買付を行っている」と判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の買付を行っている」と判断される場合
- ⑤ 大規模買付者が提案する当社株式等の買付条件(買付対価の価格、買付時期、買付方法、実現可能性等)が、当社企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買取(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式等買付を行うことをいう。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)
- ⑧ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会は、対抗措置を発動しようとする場合にはその判断の公正さを担保するため、以下の手続を経ることとします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、遅くとも取締役会評価期間の期限の7日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。
- ② 当社取締役会は、大規模買付情報等が提出された場合、ただちにこれを独立委員会に提供しますが、独立委員会は上記勧告を行うに当たり、当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、大規模買付行為に対する賛否の意見を形成することが困難であると判断した場合には、当社取締役会及び大規模買付者に必要な追加情報の提供・説明を求めることができるものとします。
- ③ 独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するものであるか否か、又は、当該大規模買付行

為が上記5.(2)の①から⑧のいずれかに該当するか否か、更には、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当を行うことが許容されるか否かについて、独立委員会規則(別紙3「独立委員会規則の概要」)に従い検討することとします。

なお、独立委員会は、上記の勧告を行うにあたり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

- ④ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するにあたって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに独立委員会の勧告の概要及びその判断理由その他当社取締役会が適切と判断した事項について、公表します。

6. 本対応方針の有効期間、継続及び変更等について

- (1) 本対応方針は、本定時株主総会において、その継続について株主の皆様にお諮りし、ご出席株主の皆様の過半数のご承認をいただけなかった場合は、本対応方針は失効いたします。同定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、平成31年開催予定の当社定時株主総会終結の時まで継続するものとします。

ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

- (2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆様にお諮りしたいと存じます。

7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

- (1) 大規模買付ルール継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

- (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記5の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則等に従って、適時かつ適切に公表します。

対抗措置の発動時には、株主の皆様(上記5.(1).⑦に規定する者以外)が、法的権利

又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決定し、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権の無償割当を中止し、また、無償割当された当該新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割当てられる場合、株主名簿への記載又は記録が未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日までに、株主名簿への記載又は記録を完了していただく必要があります。更に、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

8. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとしています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記4のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させて

いただくため、本対応方針について株主の皆様にご協議し、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本対応方針の継続を決定しました。同議案について、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合は、本対応方針の効力は生じません。

加えて、本対応方針の有効期間は平成31年の当社定時株主総会終結の時までとして設定していますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり株主の皆様の意向が十分反映されるものとしています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

本対応方針は、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のため、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、社外有識者等から構成いたします。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。

独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表します。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的要素を設定していること

本対応方針においては、上記5のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計し、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策でないこと

上述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとしています。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させても、なお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）

- す。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は②特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)である場合の大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条各号に掲げる日以外の日をいいます。

[別紙 1]

大株主の状況

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	持株数 (千株)	持株比率 (%)
西部電気従業員持株会	福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号	1,087	4.9
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,018	4.6
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町1番	1,012	4.6
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	863	3.9
株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	510	2.3
株式会社ナカヨ	前橋市総社町一丁目3番2号	505	2.3
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	503	2.3
株式会社SYSKEN	熊本市中央区萩原町14番45号	489	2.2
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	484	2.2
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	436	2.0

(注) 自己株式1,000千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

以上

[別紙 2]

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本対応方針継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

松 本 仁 告

略 歴

昭和 43年 4月 株式会社西日本相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行
平成 14年 6月 同行 久留米支店長
平成 15年 7月 株式会社福住出向 専務取締役
平成 17年 1月 同社入社 専務取締役
平成 17年 10月 同社取締役副社長
平成 26年 6月 当社取締役（現任）

松本仁告氏は社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

垣 田 英 策

略 歴

昭和 46年 4月 株式会社竹中工務店入社
平成 17年 3月 同社 取締役九州支店長
平成 19年 3月 同社 常務取締役
平成 22年 3月 同社 常務執行役員
平成 25年 3月 同社 顧問
平成 26年 3月 同社 退社
平成 28年 6月 当社 取締役就任予定

垣田英策氏は社外取締役就任予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

飛 田 憲 一

略 歴

昭和 49年 4月 株式会社肥後銀行入行
平成 17年 6月 同行 常務取締役経営管理部長
平成 21年 6月 同行 常勤監査役
平成 23年 6月 株式会社百花園 代表取締役社長
平成 25年 6月 当社 監査役（現任）

平成 27 年 6 月 株式会社百花園 会長（現任）

飛田憲一氏は社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者等の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるとき、その他止むを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
4. 独立委員会の役割・権限は以下のとおりとする。

独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則として、その決定の内容及びその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からもこれを行う。

 - (1) 大規模買付情報の検討
 - ① 大規模買付者による買収提案の内容が当社株主共同の利益を著しく損なう場合（本文5. (2). ①～⑧）に該当するか否か
 - ② 新株予約権の無償割当の適否
 - ③ 新株予約権の無償割当の中止又は取得並びに消却の適否
 - ④ 取締役会による評価期間の延長の適否
 - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - (2) 大規模買付者に対し、大規模買付情報及びその記載内容が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提出すべき旨の要求をすることができる。
 - (3) 当社取締役会に対して、独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示する旨の要求をすることができる。
 - (4) 必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、使用人その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求める旨の要求をすることができる。
 - (5) 当社取締役会を通じて間接的に大規模買付者と協議・交渉することができ、必要に応じ、大規模買付者に対し、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求める旨の要求をすることができる。
5. 独立委員会は、その判断が当社株主共同の利益及び当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部の専門家を含む。）から助言を得ることができるよう要請することができる。

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（S V G A）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (ア) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (イ) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0 以降の Adobe® Reader®（議決権行使サイトで、参考書類や事業報告をご覧になる場合）
 - ※Microsoft® 及び Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation（マイクロソフト社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。
 - ※Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader® は Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。
 - ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)
--

- (2) その他のご紹介は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - (ア) 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
 - (イ) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター [電話] 0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)
--

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号
ハイアット・リージェンシー・福岡 2階 リージェンシーボールルーム
電話 092-412-1234 (代表)

交 通 [J Rご利用の場合] J R博多駅 筑紫口 徒歩約7分
[地下鉄ご利用の場合] 地下鉄博多駅 東6番出口 徒歩約7分
地下鉄東比恵駅 1番出口 徒歩約8分

